

【7/30 産業データサブワーキング向け】 データ越境に関するユースケース紹介

トヨタ自動車 ITマネジメント部 産業データ流通基盤Gr
JAMA トレーサビリティ実装T 海外WGリーダ
石井 啓之



2024.7.30

第1回のまとめ（生貝座長）

・法学の観点からすると、DFFTに関する議論は、これまでは、ガバメントアクセスとデータローカライゼーション規制への対応が2大論点だった。これらは引き続き難しい問題だが、概ね国際的に対策の方向性・フレームワークが醸成・共有されつつある。

・他方で、電池規則やエコデザイン規則、データ法等のデータの開放・共有を強要するルールは、ここ数年、急速に議論と法制整備が進んでいる。そこにどう対応すれば良いのか、対応するためのデータが手に入るのか、といった認識を深めていく必要がある。また企業の実際の対応において困難があるのであれば、中期的には政策的な対応の必要性も検討も必要となる。

本検討の成果物を作る上では、**具体と抽象のバランスを図る必要があり、ユースケース選定は非常に重要となる。リスクは産業や進出国によって大きく異なり、ここ数年で大きく変わり始めているため、実態把握含めて検討を深めていきたい**



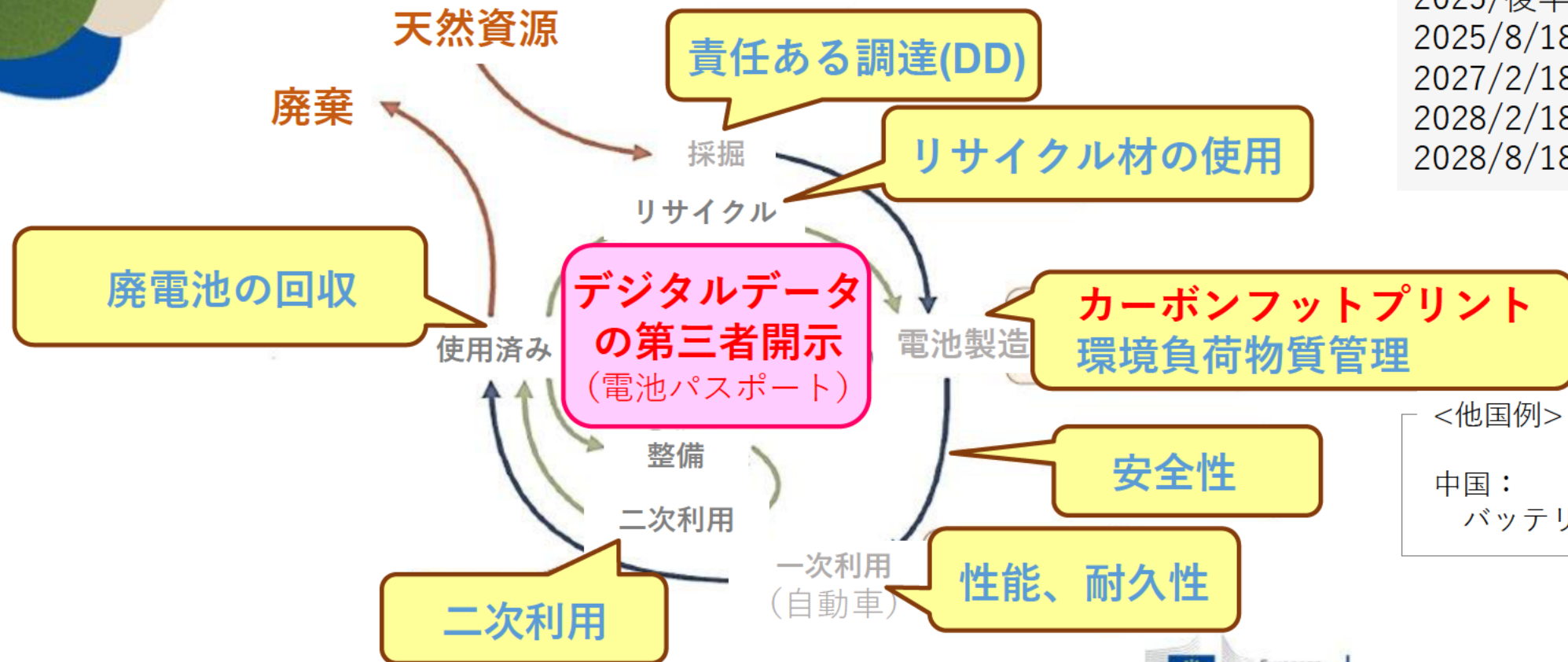
今回は後者を題材に事例を紹介する。

1. 欧州電池法規
2. データ越境のユースケースと課題
3. 打ち手の例（独-中の例）

1. 欧州電池法規

- サステナビリティ(CFP/DD/Recycle)が確保されないと欧州に上市できない規制
- ルールとデジタルPFを組み合わせた欧州の標準、中国も追従。
- 2025/後半 欧州電動車販売に“CFP宣言”が必要。
(HEV/PHEV,BEV,FCEV)

製品ライフサイクル全体にわたって規制が行われる



細目遅れにより
半年以上遅れ

■施行

2025/後半	CFP宣言
2025/8/18	DD
2027/2/18	BP義務化
2028/2/18	CFP閾値
2028/8/18	リサイクル含有率

<他国例>

中国：
バッテリーID？検討中

1. CFP/DDデータ収集

- OEM(最終製品メーカー)において蓄電池のCFP計算をするには、
SC全体にわたって取引契約を超えたデータの収集が必要。(DDの証明も同様)

【Step1】

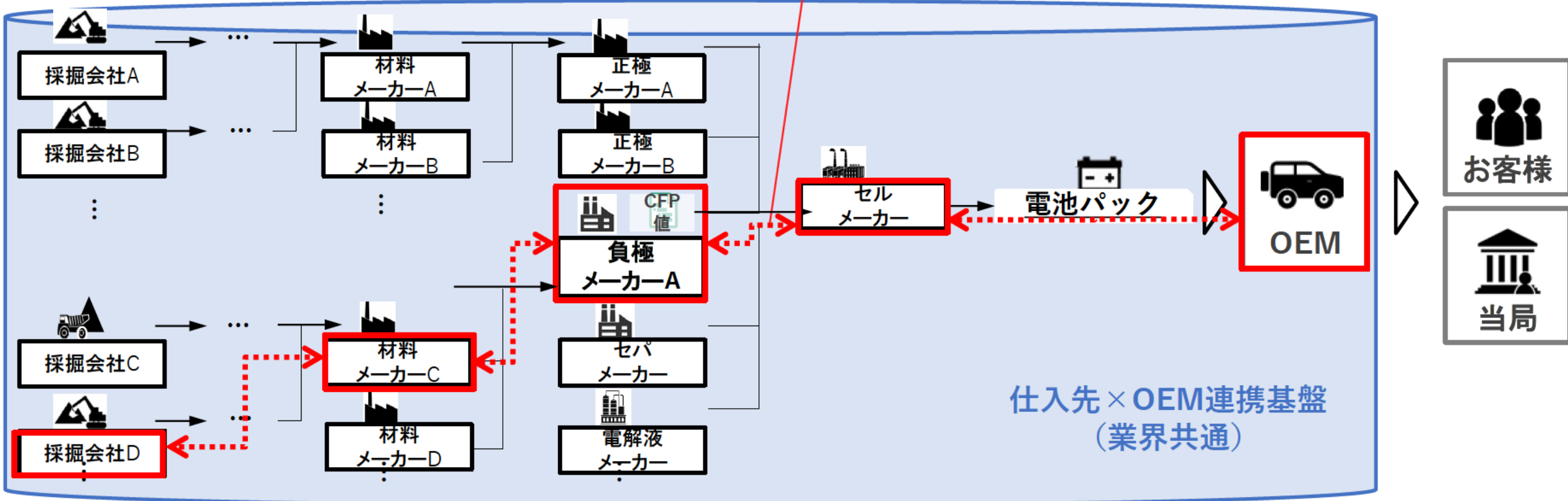
各社にてCFP値を測定し、認証機関による認証を受けた後、基盤に情報を登録

【Step2】

最終製品メーカーによるCFPの計算(Scope1+2+3)

【Step3】

CFPの報告



課題①：

サプライチェーンがグローバルな為、欧州電池法規遵守の為に
必要なデータが、サプライヤ国のデータ越境規制に左右されるリスク

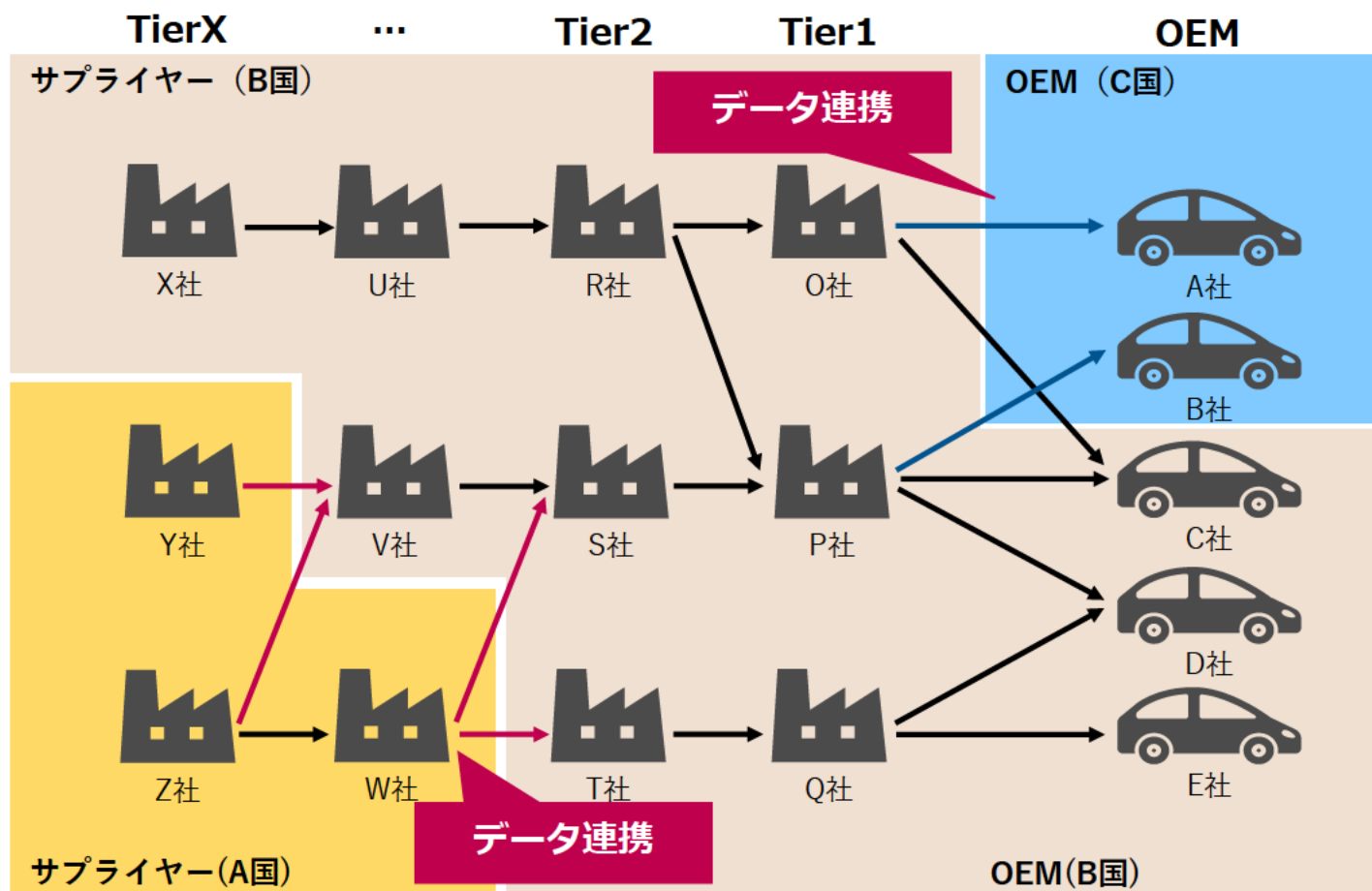
課題②：

バッテリーパスポートのように、企業の競争にかかるようなデータの
開示を強制され、ガバメントアクセスされるリスク

2. 課題① グローバルサプライチェーンの課題

-7-

- 蓄電池においてはサプライチェーンがグローバルであり、欧州電池法規に対応するために、取引上上流工程の国からCFP情報を得る必要があり、このときに**データ越境**が発生するケースが考えられる。
- データ越境許可されないで欧州電池法規を遵守できないリスクが考えられ、各国のデータ越境規制に左右されない協調的でハーモナイズされた国際ルールが理想的。



- データ3法：「①個人情報保護法」「②サイバーセキュリティ法」「③データセキュリティ法」の総称。
- ③に定義される“重要データ”に該当する場合は、データ越境ができない。
- データ越境移転可否を、国家インターネット情報部門（CAC）に申請し評価が必要。

自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定

(3) 重要データ取扱について

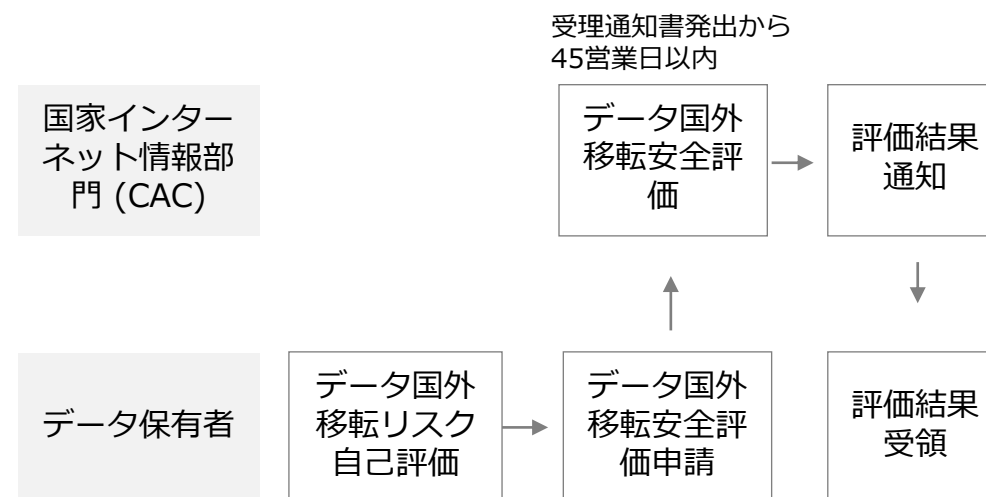
「規定」では、自動車業界に係る「重要データ」について、「一旦改ざん、破壊、漏洩または不正取得、不正利用がなされると、国家安全、公共利益または個人・組織の合法的な権益に損害を与える恐れのあるデータ」と定義しており、具体的には以下のものを含みます。

- (ア) 重要センシティブ・エリア（軍事管理エリア、国防科学工業機関および県レベル以上の中国共産党機関・国家行政機関等）の地理情報、人員・車両の出入り数量等のデータ
- (イ) 車両の走行量、物流等の経済状況を反映するデータ
- (ウ) 車両充電ネットワークの稼働データ
- (エ) 顔認証情報、ナンバープレート情報等の車外撮影、画像データ
- (オ) 10万人を超える個人情報主体に関わる個人情報
- (カ) 主管機関が確定するその他データ

[JETRO]「自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定（試行）」の概要
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/cab5342d8483ef26/20210084_04.pdf

データ域外移転安全評価弁法のプロセス

データ保有者から、国家インターネット情報部門に申請を行い、データ越境可否が評価される



3. リスクに対する打ち手の例

2024年6月26日、CACの庄荣文主任は、北京でドイツ連邦デジタル・交通省（BMDV）のVolker WISSING大臣一行と会談し、双方は「**データの越境移転における中独協力に関する覚書**」に署名しました。

本覚書の枠組みの下、**CACとBMDVは「中独データ政策・法規の交流」に関する対話メカニズムを設置し、国境を越えたデータの流れに関する交流を強化し、両国企業のため、公平、公正、無差別なビジネス環境を構築する。**

庄荣文氏は、中国はドイツと一緒に、今年4月、習近平国家主席と来訪したショルツ首相の協力に関するコンセンサスを実行し、本覚書の調印をきっかけにして、中独サイバースペースに関する交流と協力を推し進め、より多くの成果を得たい」と述べた。

Volker WISSING氏は、ドイツ側は、データの越境移転、AIなどの分野を非常に重視しており、中国側との交流と協力を更に強化し、本覚書の実施を積極的に推進すると述べた。

庄荣文会见德国数字化和交通部部长维辛双方共同签署《关于中德数据跨境流动合作的谅解备忘录》 中央网络安全和信息化委员会办公室 (cac.gov.cn)